

東広島市立西条中学校 生徒指導規程（令和7年度）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、西条中学校生徒指導推進計画に基づき、学校教育目標、生徒指導重点目標の達成をめざし、本校生徒が、中学生としての本分を全うできるよう、安心・安全な学校づくりを目的として定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。

- 1 8時05分には教室に入り、8時10分には着席して朝活動ができるようにする。
- 2 部活動の朝練習（7:00～7:45）で登校する場合は、練習開始15分前より早く登校してはいけない。
- 3 遅刻、欠席の連絡は、必ず保護者が行う。
- 4 遅刻して登校した生徒は、必ず職員室に行き、登校したことを伝えて教室に入る。
- 5 自転車通学については、事前に許可を得た者が、許可証をつけた自転車で登下校できる。
- 6 登下校は原則制服とするが、部活動をする生徒は、部活着、体操服で登下校してもよい。
- 7 登下校の際は、寄り道・買い食いをしない。

（授業）

第3条 授業に関することについては、次のことを指導する。

- 1 授業開始のチャイムが鳴る前には着席し、授業ができる態勢で待つこと。
- 2 授業に遅れたときは、教科担任に理由を必ず伝えること。
- 3 忘れ物をしない。授業道具を忘れた場合は、授業開始までに教科担任に理由を必ず伝えること。授業道具の貸し借りは禁止とする。
- 4 授業に集中し、授業妨害など他の生徒への迷惑になるような行為は絶対にしない。
- 5 教科担任の許可なく席を立たない。
- 6 授業終了のチャイムが鳴り終わるまで教室から出ないこと。
- 7 トイレは、休憩中にすませ授業中に行かないようにすること。

（保健室の利用）

第4条 保健室の利用については、次のことを指導する。

- 1 保健室に電話をして許可をうけた後、保健室に行かせる。緊急を要する場合を除いて、生徒は学年や教科の先生に許可を得て、保健室に行く。
- 2 保健室での休養は1時間とし、それ以降体調がよくなる場合は学年部で保護者に連絡し早退させる。

（部活動）

第5条 部活動については、次のことを指導する。

- 1 部活動に入部するときは、保護者、担任、顧問の許可を得て入部届けを提出すること。
- 2 部活動の活動時間を厳守すること。部活動終了後15分以内に下校できるよう速やかに行動すること。既定の大会2週間前は、30分の部延長を認める。
- 3 大会などに参加するときは、西条中学校の代表として活動しているという自覚を持つこと。
- 4 退部の際は、保護者、担任、顧問の許可を得て退部届けを提出すること。

第6条 部活動の服装については、次のことを指導する。

- 1 部活特有の所有物（Tシャツ、ジャージ、靴下等）は部活動の時のみ着用させるものとする。背部や胸部のプリントはよいが、華美にならないようにする。また長期休業中も利用してもよい。日常の学校生活には利用しないものとする。（体育や組曲の時の着用は不可）。

（持参物）

第7条 学校への持参物については、次のことを指導する。

- 1 授業や部活動など学校教育の活動に必要なもの（不要物）を持ってこないこと。
- 2 鏡は持ってこない。
- 3 くしは持ってきてもよい。ただし、ブラシは持ってこない。授業中に使用してはならない。
- 4 休日に昼食がいる場合は持ってこさせる。どうしても準備できないときは、登校途中で買ってくることは認める。学校から買いにできることはできない。
- 5 飲み物は水かお茶とする。ただし、体育大会及びその練習期間、休日、長期休業、部活動の試合のときのみスポーツドリンクを持ってこることができる。
- 6 飲み物は水筒に入れて持参し、ペットボトルで持参しない。
- 7 通学カバン及びサブバッグにキーホルダー、マスコットなどをつけない。
- 8 学校に不要なお金、貴重品等は持ってこないこと。また、生徒同士でのお金の貸し借りはしないこと。事情により持参した場合は、朝の早い段階で担任等に預けることとする。
- 9 不要物（ゲーム機、音楽プレイヤー、マンガ類、菓子類など）は担任または学年の生徒指導担当が預かり、保護者に返却する。事情により持参した場合など、1時間目開始までに自己申告で担任等に預けた不要物に関しては放課後本人に返却する。

(携帯電話について)

第8条 携帯電話等の通信機器の校内持ち込みは禁止する。

- 1 家庭及び学校外での携帯電話やスマートフォン、その他の通信機器やパソコンの使用に関しては、保護者の責任で、必ず家庭内におけるルールを作り、フィルタリングをし、各家庭で利用状況を把握すること。
- 2 SNS の書き込み、画像や動画の公開・送信等の不適切な使用方法を禁止する。
- 3 校内に持ち込んだ場合は、物品を学校で預かり、保護者に返却を行う。また、犯罪行為や人権侵害（いじめや誹謗中傷も含む）にかかわるものについては、関係諸機関と連携し適切に指導する。

(日焼け止め等について)

第9条 日焼け止め、制汗シート等の使用について

- ・日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリーム、制汗シートを使用する際は、無香料のものとし、指定された更衣場所で使用すること。
- ・持ち込むものに必ず氏名を記入し、各自で管理をする。
- ・生徒同士の貸し借りは行なわない。

(自転車通学)

第10条 自転車通学については、次のことを指導する。

- 1 自転車通学許可条件は、原則として1.6km以遠とし、許可範囲は指定の地図上の太線の外側で、交通法規を実践できる者とする。
- 2 学校で自転車の点検を受け、番号シールを貼り、自転車に名前を記入すること。
- 3 必ずヘルメットを着用し、リフレクターを装着する。
- 4 荷台をつけて、荷台に荷物を載せひもでしっかり固定すること。また、前かごには荷物を入れない。
- 5 ドロップ式、セミドロップ式、つのハンドル等のハンドルは許可しない。
- 6 ブレーキ、リフレクター、ベル、ライト、かぎが完全であること。
- 7 装飾品はつけない。また、荷台のないタイプは禁止とする。
- 8 雨天の場合、傘さし運転は禁止とし、レインコートを着用すること。
- 9 交通安全の上から「学校規定のウインドブレーカー」を着用することが望ましい。
- 10 ノーヘルや二人乗り等の自転車通学許可違反については、特別な指導をする。
- 11 通学バッグを背負って自転車通学をしても良い。ただし、チェストベルトの装着をしなければならない。

※その他交通マナー、交通法規を守ること。

- ・ノーヘルは1回、その他違反は2回で1週間の自転車通学停止とする。
- ・自転車通学の規定を守らない場合、自転車通学許可を取り消すものとする。

(服装)

第11条 制服については、次の通り学校が定める制服を正しく着用すること。

①男子制服

○学生服；標準型黒学生服

ただし次の条件が満たされていなければなりません。

- ・そで口のあかないもの。
- ・ステッチのないもの、裏地が派手でないもの。
- ・えりの高さは、3～5センチ。
- ・わきのしぼりは1本まで。
- ・ズボンはノータック。

○カッターシャツ

- ・白長袖のカッターシャツ
- ・夏は指定のポロシャツ
- ・下着はカッターシャツから出ないものとし、色は白、黒、紺、グレーを基調としたものとする。

○ベルト

- ・黒・茶色で幅2～3センチ

②女子制服

○ブラウス

- ・白長そでフラットカラーで装飾のないもの。
- ・夏は指定のポロシャツ
- ・下着はカッターシャツから出ないものとし、色は白、黒、紺、グレーを基調としたものとする。

○スカート

- ・プリーツスカート（ひだは4～5センチ）
- ・たけは、ひざがかくれる程度。

○スラックスズボン

- ・学校指定のもの

○夏制服

- ・指定のポロシャツ
- ・スカート（形は冬型と同じ）

③履物

○通学くつ

- ・白色ひもつきのものとする。

○くつした

- ・白・黒・紺・グレー（小さなワンポイントはよい）で、長さはくるぶしが見えないもの、膝にかからないものとする。

○上履き

- ・学校指定の上履き

④その他

- ・セーター類については白、グレー、紺、黒色の無地で、Vネックとする。制服の袖や襟から出ないものとする。トレーナーは着用しない。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーは教室では着用しない。（色は、セーターの色に準じ、華美でないもの。小さなワンポイントはよい。）

(体操服)

第12条 体操服の着用については、次のことを指導する。

- 1 体育やその他のことで、体操服を着用した後は原則として制服に着替える。
- 2 寒くて体調の悪い生徒に対しては教員が許可し、ウインドブレーカーもしくはジャージを着用させる。
- 3 体育の見学は体育の服装とする。
- 4 帽子の着用については、男女とも指定のキャップ式を着用すること。

(頭髪)

第13条 頭髪については、次のことを指導する。

- 1 学習やスポーツの妨げにならず、清潔な髪型であること。
 - ・学習、運動の妨げにならぬよう、前髪は目にかからないようにする。
 - ・横髪はモヒカンやアシンメトリーにならないようにすること。また、極端な段差が見えるような刈り上げはしないこと。
 - ・後ろ髪は肩まで伸びたら必ず結ぶ。
 - ・ゴムは黒・紺・茶で、太さは5mm までとする。結び方は耳の高さを基準とする。
 - ・ヘアピンは黒・紺・茶でアメリカピンを最低限の数を使用する。また、クロスは禁止で、長さは5cm 以内とする。
 - ・パーマ（ストレートパーマを含む）、カール、染色、脱色、整髪料の使用は禁止。手を加えない。
 - ・ピアスをつけたり、眉をつついたり、細くしない。

第3章 学校外の生活に関する事

(校外生活)

第14条 外出などの校外生活については、次のことを指導する。

- 1 保護者同伴の場合を除き、生徒だけで次の場所へ行ってはいけない。(映画館、ゲームセンター、ゲームコーナー、フードコート、インターネットカフェ、まんが喫茶、ボウリング、カラオケ、コンサート等、飲食店、キャンプ、旅行、海水浴など)
- 2 友人宅などへの外泊は禁止する。また、保護者などの大人がいない家にはあがらないこと。
- 3 深夜徘徊をしない。
- 4 外出する時は、保護者に行き先と帰宅時間を告げること。
- 5 危険箇所や私有地などへは立ち入らない。
- 6 公共の場を利用する時は、使用上のルールを守ること。
- 7 法律に則り、社会の一員としてのルール・マナーを守ること。
- 8 アルバイトは、原則禁止である。
- 9 休日に忘れ物などを取りに来る場合は、制服または体操服で登校すること。

第4章 生徒指導上の対応・違反などに対する指導に関する事

(関係機関との連携)

第16条 原則として、くり返し違反したり、指導に従えなかったりした場合は保護者を召喚し、反省を促す。また、法に触れるような行為（暴力・器物破損・喫煙・万引きなど）については、教育委員会、東広島警察署、子ども家庭センターなど関係機関と連携する。

(家庭連携)

第17条 次のような行為が認められた場合は、保護者に来校を求めるものとする。

- 1 法に触れる行為（万引き、喫煙、飲酒、暴力行為など）をした場合
- 2 その他、必要と思われる行為をした場合【服装、髪型、遅刻、交通ルール、ゲームセンターへの出入り等で、指導をしても改善が見られない場合】

(特別な指導)

第18条 問題行動を起こした生徒について教育上必要と認められる場合は、保護者と連携を図り、特別な指導を行う。また、事案により、法令順守・再発防止のため、校内での指導に留めず、警察等の関係諸機関と連携し適切に指導する。

○上記のような保護者に来校を求める状況が発生した場合、またそれに準ずるような問題行動を引き起こした場合において、教室外指導を行うことがある。問題行動の事実を確認、引き起こしたことへの自覚、日常生活を踏まえての反省、落ち着いた学習習慣の習得という目的で、保護者理解の下で行う。

この規則は、令和7年4月1日より施行する。